

鳴門市分庁舎改修工事のうち管工事

図 面 目 録		
通し番号	図面番号	図 面 名
01	M-00	表紙・図面目録
02	共-01	共通仕様書(1)
03	共-02	共通仕様書(2)
04	共-03	共通仕様書(3)
05	機特-01	機械設備工事特記仕様書(1)
06	機特-02	機械設備工事特記仕様書(2)
07	機特-03	機械設備工事特記仕様書(3)
08	M-01	案内図、改修後配置図
09	M-02	機器表、樹リスト、要領図、衛生器具参考姿図
10	M-03	屋外、1階給排水衛生設備図(改修前・後)
11	M-04	1階給排水衛生設備詳細図(改修後)
12	M-05	空調設備機器表(改修前・後)
13	M-06	換気設備機器表
14	M-07	1・2階空調配管設備図(改修前・後)
15	M-08	1・2階空調・換気ダクト設備図(改修前・後)

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち管工事	図面名称	表紙・図面目録	縮尺	—
		(株)泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治		図面番号	M-00
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地		事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			
		TEL・FAX 088-685-9345					

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																
一 章 一 般 共 通 事 項	I. 工事概要		⑦ 下請負人の選定		◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。			◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。																
	1. 工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち管工事					◎仮囲いを設置する場合は、設置後に点検を行い、その記録を保管すること。																	
	2. 工事場所	鳴門市撫養町南浜					◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。																	
	3. 建物概要	<table><tr><td>建物名称</td><td>鳴門市分庁舎</td></tr><tr><td>構造・規模</td><td>R C造 地上2階・地下0階</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>1427.17 (m2)</td></tr><tr><td>延床面積</td><td>【既設】1,127.33 (m2) 、【新設】1,189.01 (m2)</td></tr><tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>改修前：別表第一 15項 改修後：別表第一 1項口</td></tr></table>		建物名称	鳴門市分庁舎		構造・規模	R C造 地上2階・地下0階	敷地面積	1427.17 (m2)	延床面積	【既設】1,127.33 (m2) 、【新設】1,189.01 (m2)	消防法施行令別表第1の区分	改修前：別表第一 15項 改修後：別表第一 1項口		◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。								
	建物名称	鳴門市分庁舎																						
	構造・規模	R C造 地上2階・地下0階																						
	敷地面積	1427.17 (m2)																						
	延床面積	【既設】1,127.33 (m2) 、【新設】1,189.01 (m2)																						
	消防法施行令別表第1の区分	改修前：別表第一 15項 改修後：別表第一 1項口																						
	4. 工事種目	<table><tr><th>種 目</th><th>工 事 概 要</th></tr><tr><td>衛生器具設備</td><td>図示の衛生器具の取付け調整を行う。</td></tr><tr><td>給水設備</td><td>図示器具への給水配管工事を行う。</td></tr><tr><td>給湯設備</td><td>図示の電気温水器の据付及び図示器具への給湯配管工事を行う。</td></tr><tr><td>排水・通気設備</td><td>図示器具への排水・通気配管工事を行う。</td></tr><tr><td>空調機器設備</td><td>図示の電気式パッケージ形空調機、ルームエアコンの設置を行う。</td></tr><tr><td>空調配管設備</td><td>図示の空調機と機類の冷媒配管及びドレン配管、制御線工事を行う。</td></tr><tr><td>換気機器設備</td><td>図示の換気扇及び給気口を設置を行う。</td></tr><tr><td>換気ダクト設備</td><td>図示の換気扇及び給気口のダクト工事を行う。</td></tr><tr><td>撤去工事</td><td>図示の機器、配管、ダクト類の撤去工事一式を行う。</td></tr></table>		種 目	工 事 概 要		衛生器具設備	図示の衛生器具の取付け調整を行う。	給水設備	図示器具への給水配管工事を行う。	給湯設備	図示の電気温水器の据付及び図示器具への給湯配管工事を行う。	排水・通気設備	図示器具への排水・通気配管工事を行う。	空調機器設備	図示の電気式パッケージ形空調機、ルームエアコンの設置を行う。	空調配管設備	図示の空調機と機類の冷媒配管及びドレン配管、制御線工事を行う。	換気機器設備	図示の換気扇及び給気口を設置を行う。	換気ダクト設備	図示の換気扇及び給気口のダクト工事を行う。	撤去工事	図示の機器、配管、ダクト類の撤去工事一式を行う。
種 目	工 事 概 要																							
衛生器具設備	図示の衛生器具の取付け調整を行う。																							
給水設備	図示器具への給水配管工事を行う。																							
給湯設備	図示の電気温水器の据付及び図示器具への給湯配管工事を行う。																							
排水・通気設備	図示器具への排水・通気配管工事を行う。																							
空調機器設備	図示の電気式パッケージ形空調機、ルームエアコンの設置を行う。																							
空調配管設備	図示の空調機と機類の冷媒配管及びドレン配管、制御線工事を行う。																							
換気機器設備	図示の換気扇及び給気口を設置を行う。																							
換気ダクト設備	図示の換気扇及び給気口のダクト工事を行う。																							
撤去工事	図示の機器、配管、ダクト類の撤去工事一式を行う。																							
5. その他				◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。																				
				◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。																				
				◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。																				
II. 工事共通仕様書				① 交通安全管理	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。																			
	項 目	特 記 事 項																						
	① 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。 ○ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ○ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ○ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ○ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ○ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ○ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ○ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ○ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 また、次の図書（国土交通大臣官庁官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版） ③ 電気設備工事監理指針（令和4年版） ④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）	⑨ 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 ◎工事用力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。																				
	② 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等	⑩ 施工中の安全確保	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。			⑫ 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3)産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4)建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5)解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6)空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7)受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。																
	③ 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。		◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。				◎アスベスト (1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・なし）。 (2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 (3)表示、揭示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。																
	④ 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を提出すること。																						
	⑤ 工事の着手	受注者は、設計図面に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあては、その日）をいう。																						
	⑥ 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。																						

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項					
一 章 一 般 共 通 事 項		◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。			◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。		⑱ 工事看板等	◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。					
		◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）」に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。	⑭ 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（1）から（5）を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、（3）及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	⑰ 完成図等	◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、横仕記載の「疑義に対する協議等」による。 ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又はまちづくり課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な措置をとること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	◎受注者は、 <u>原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</u>						
		◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。	⑮ 施工	◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、横仕記載の「疑義に対する協議等」による。 ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又はまちづくり課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な措置をとること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	◎提出書類 ・竣工図（製本A2版2部、A3版1部 電子データ1部） ・工事写真（写真帳2部（着手前・完成写真） 電子データ1部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数） ◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 <table><tr><th>区 分</th><th>サ イ ズ</th></tr><tr><td>着 手 前</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>施 工 中</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>完 成 写 真</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr></table> ◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。 ◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。 ◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用（完了検査手数料等）については、請負者の負担とする。	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ
区 分	サ イ ズ												
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ												
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ												
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ												
⑬ 材料・製品等	◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	⑯ 建設機械等	◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。 ◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。	⑳ デジタル工事写真の小黑板情報電子化	◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。 ◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条） (1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2)付除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。								
	◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。	⑰ 二遠隔臨場の試行	◎受注者は、 <u>当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、二遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</u> ◎受注者は、 <u>当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。</u>	◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条） (1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2)付除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。									
	◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。			◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。									

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち管工事	図面名称	共通仕様書(2)	縮尺	—
		(株) 泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治		図面番号	共-02
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町芥田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			

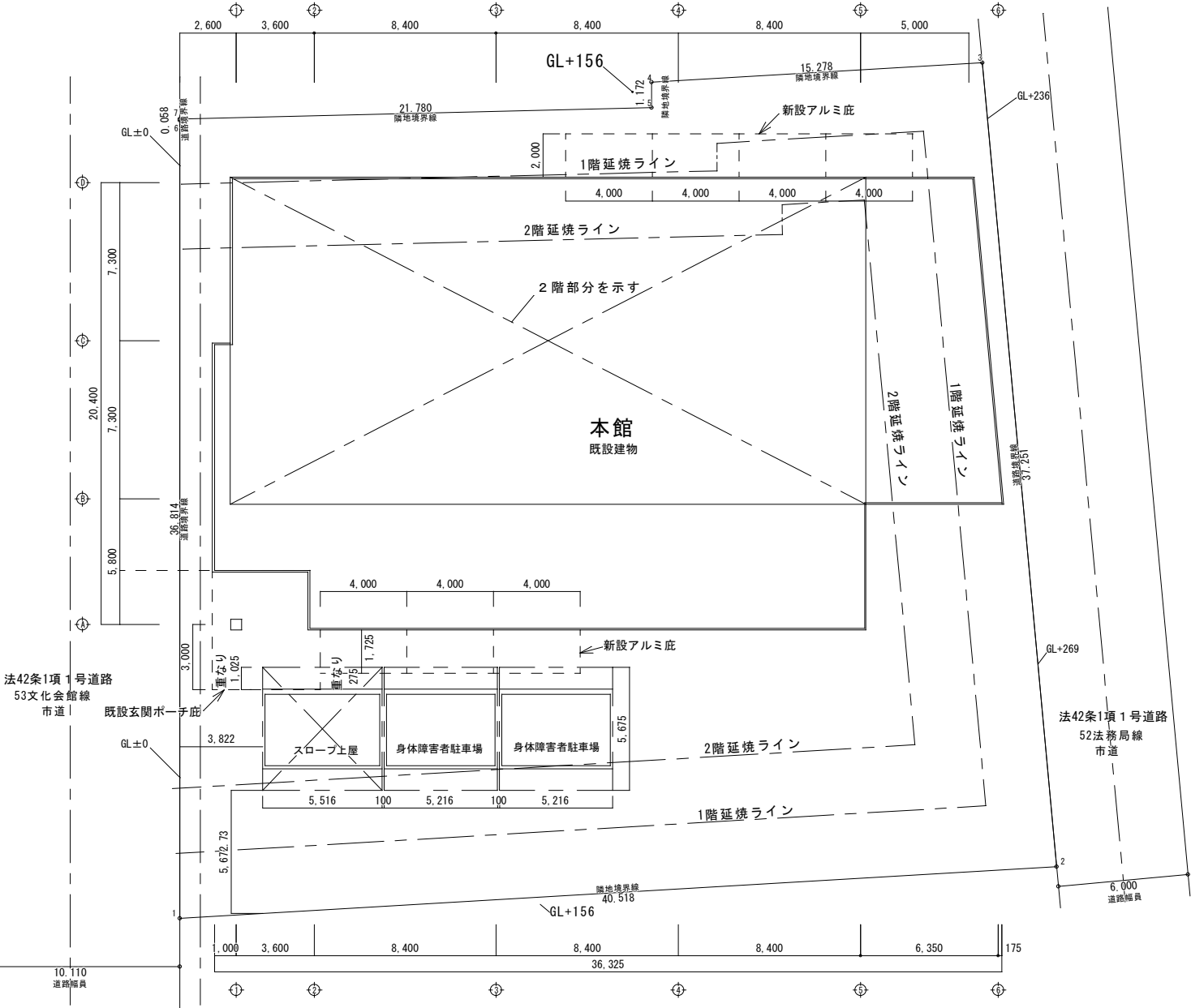
章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項		
一 章 一 般 共 通 事 項	⑤ 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。 (3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。								
	IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち管工事		図面名称	共通仕様書(3)		縮尺	—
			(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地			1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		図面番号	共-03	



申請地

案内図

「地理院地図データ」（国土院）をもとに（株）泉設計室が作成



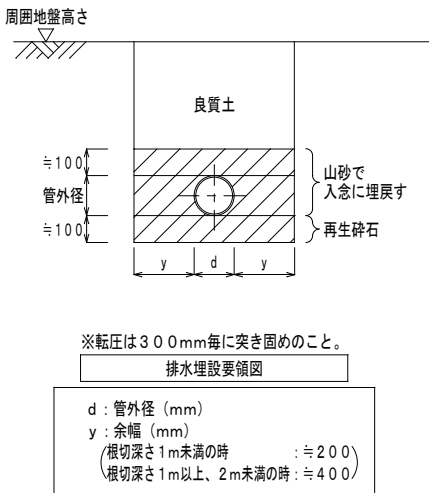
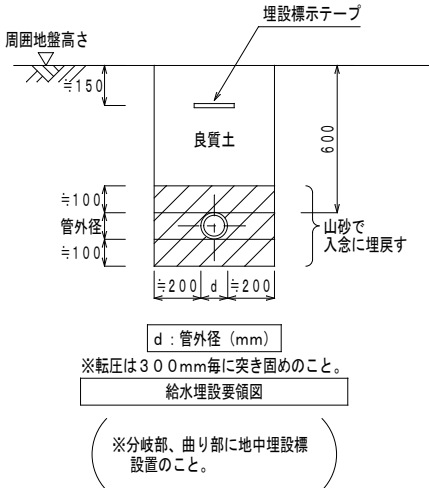
改修後配置図 1/200

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち管工事	図面名称	案内図、改修後配置図	縮尺	1／200
		(株)泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治		図面番号	M-01
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345		事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			

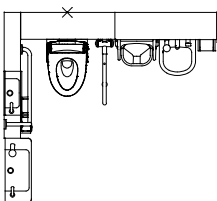
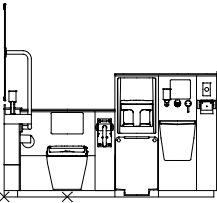
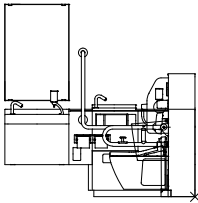
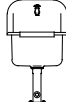
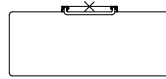
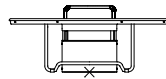
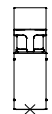
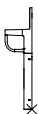
機 器 表		仕 様	電 源	基 礎 工 事	台 数	設 置 場 所
記 号	機器名称					
WHE 1	小型電気温水器	形式：台下形、先止め式、飲用両用、ウィークリータイマー、自動排水機能付 貯 湯 量：12L 電気容量：1.1kw 減圧弁・逃し弁内蔵、逆流防止機能付排水装置 止水栓、ステンレスフレキ、耐震用脚他付属品一式共 ※設置は平成24年度国土交通省告示第1447号に準じること。	単相100V		1	1階給湯室<1>

樹 リ ス ト							
(汚水雑排水系統) インパート樹							
記号	名 称	寸 法	上部蓋	周囲地盤高さ G L 基準 (mm)	参考管底		備 考
					設計G L 基準 (mm)	周囲地盤基準 (mm)	
◇A	小口径塩ビ製 インパート樹	200φ	塩ビ製化粧蓋	+160	-110	-270	90度曲り
◇B	〃	〃	〃	+110	-170	-280	90度合流
◇C	〃	〃	鋳鉄製防護蓋 φ200 (T-8)	+70	-240	-310	口ストレート
◇D	〃	〃	〃	±0	-310	-310	45度曲り
◇E	〃	〃	〃	-15	-330	-315	45度曲り
< F >	既設 インパート樹	450×450 (SC-2)	MHB450φ	+400	-360	-760	※既設インパート樹 内部改修
※特記事項							
1. 管底については、全て参考値とする。 施工に際しては施工図作成のうえ、樹据付位置を決定し、 据付面のレベル測定により、修正を行うこと。							
2. 塩ビ樹は日本下水道協会規格品（J S W A S K - 7）とし、 硬質塩化ビニル製ます同等品とする。							
3. 防護蓋は鋳鉄製、耐荷重（T - 8）、日本下水道協会規格品（J S W A S G - 3） とする。（内フタ共）							

(雨水系統) ため樹							
記号	名 称	寸 法	上部蓋	周囲地盤高さ BM基準 (mm)	参考管底		備 考
					設計BM基準 (mm)	周囲地盤基準 (mm)	
3	RC製ため樹	350×350	格子蓋CA-H 350×350	+120	-520	-300	RC-1
※特記事項							
1. 管底については、全て参考値とする。 施工に際しては施工図作成のうえ、樹据付位置を決定し、 据付面のレベル測定により、修正を行うこと。							



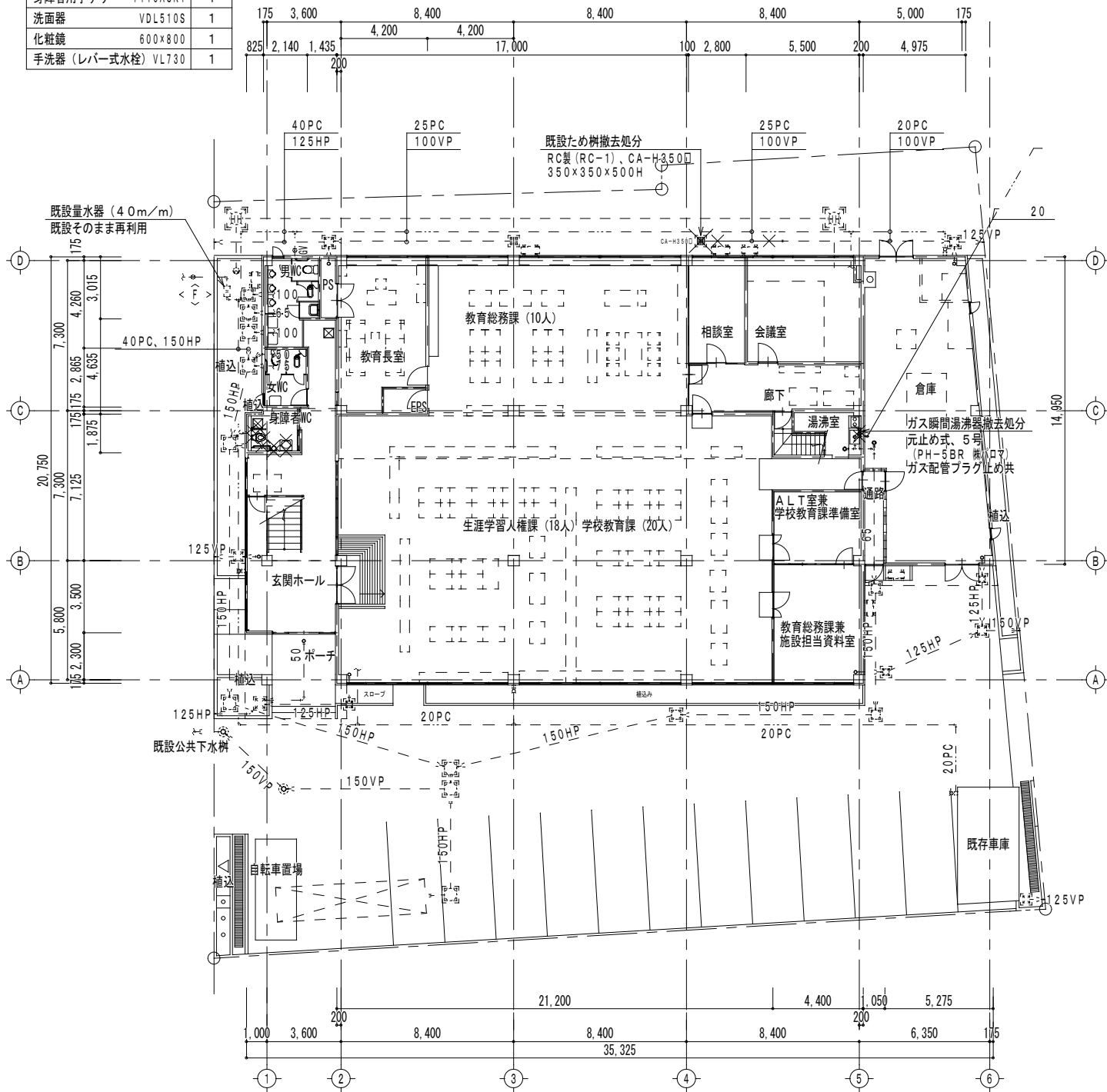
衛生器具参考姿図 ※品番は参考とする。

A トイレパック			
		TOTO UADBK61L1A1ASD1WA+TCF5841AUP+YM6090A	
		LIXIL	
		壁掛型タンク式大便器、トルネード洗浄、自動フラッシュバルブ（タッチスイッチ式）、大便器洗浄水量：約5.0L	
		停電時洗浄レバー共	
		温水洗浄便座（瞬間式、自動便器洗浄タイプ<タッチスイッチ式、エコリモコン>、電源：AC100V、消費電力≒1.260W）	
		腰掛式便器用可動式手すり（はね上げタイプ、ロック付、樹脂被覆タイプ）、大便器用L型手すり（樹脂被覆タイプ）	
		背もたれ（ソフトタイプ）、チャームボックス（容量：約6L）	
		手洗器（陶器製）、手洗器用自動単水栓（電源：AC100V、消費電力≒0.6W）	
		洗面器（陶器製）、洗面器用自動混合水栓（電源：AC100V、消費電力≒0.6W）、水石けん入れ、化粧鏡	
		洗面器用小型電気温水器（貯湯量：約1L、電源：AC100V、消費電力≒505W）	
		汚物流し（壁掛型、ロータンク、汚物流し用洗浄スイッチ：タッチスイッチ式）、水石けん入れ、化粧鏡	
		汚物流し用水栓（シングルレバーブルアウト水栓）	
		汚物流し用小型電気温水器（貯湯量：約3L、電源：AC100V、消費電力≒600W、節電機能付）	
		大便器・汚物流し用紙巻器（本体：樹脂製、ワンハンドカット）×2	
		前板：塩ビ鋼板製、幅木：ステンレス製、設置フレーム：垂脱めつき鋼板、側板、止水栓、排水金具	
		乳幼児用いす、フィッティングボード他付属品一式共	
B 腰掛大便器	C 小便器	D 角形洗面器（単水栓）	E 掃除流し
			
			
			
TOTO CFS498BC+TCF588+YH702	TOTO UFS900WR	TOTO LSG721C+TEL28SS1W	TOTO SK22A+T23AE20C
LIXIL BC-P110SM+DQ-PA150CH+QW-PB21-NE+PGF-AA84S	LIXIL U-A51MP	LIXIL L-S31ANC+AM-300C	LIXIL S-202A+LF-7KE-19-U
フラッシュタンク式<節水型（≒5L（大））>	低リップタイプ、節水タイプ、自動洗浄	壁掛角形洗面器	掃除流し、横水栓
掃除口付、防露タンク、防露便器	自己発電タイプ、トラップ	自動単水栓（自己発電タイプ）	排水金具、取付金具、リムカバー、バックハンガ
温水洗浄便座（貯湯式、樹脂被覆内蔵、電源：AC100V、消費電力≒350W）	他付属品一式共	取付金具、止水栓、排水金具（ボトルトラップ）	他付属品一式共
欄干二連紙巻器（欄：ステンレス製、本体：樹脂製）他付属品一式共		他付属品一式共	
F L型手すり	G 小便器用手すり	H 洗面器用手すり	I 収納式多目的シート
			
			
			
TOTO T112CL10	TOTO T112CU22	TOTO T112CP26×2本	TOTO EWC520ARS
LIXIL KF-920AE70D12J	LIXIL KF-701AEJ	LIXIL KF-316AE70J（2本セット）	LIXIL AC-US-41
ステンレス製、樹脂被覆タイプ	ステンレス製、樹脂被覆タイプ	ステンレス製、樹脂被覆タイプ、2本セット	取付金具他付属品一式共
奥行≒120、L≒700	取付金具他付属品一式共	取付金具他付属品一式共	
取付金具他付属品一式共			
J1 乳幼児用いす（壁用）	J2 乳幼児用いす（コーナー用）	K チャームボックス	L 化粧鏡
			
			
			
TOTO YKA15S	TOTO YKA16S	TOTO YKB102	TOTO YM4560A
LIXIL AC-BK-F62	LIXIL AC-BK-F62	LIXIL KF-44	LIXIL KF-4560
壁用、樹脂製	コーナー用、樹脂製	本体：ステンレス製、容量：約6L	約450×600H
取付金具他付属品一式共	取付金具他付属品一式共	足踏み式蓋付	取付金具他付属品一式共
		他付属品一式共	

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち管工事	図面名称	機器表、樹リスト、要領図、衛生器具参考姿図	縮尺	—
		(株) 泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治		図面番号	M-02
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地		TEL・FAX 088-685-9345			
				事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			

撤去機器表	
身障者WC	数
洋風便器（リモコンFV式） VDC1110	1
身障者用手すり T110AML2	1
身障者用手すり T110ACR1	1
洗面器 VDL510S	1
化粧鏡 600×800	1
手洗器（レバー式水栓）VL730	1

湯沸室	数
単水栓	1
単口ガスヒューズコック	1



屋外、1階給排水衛生設備図（改修前） 1/200

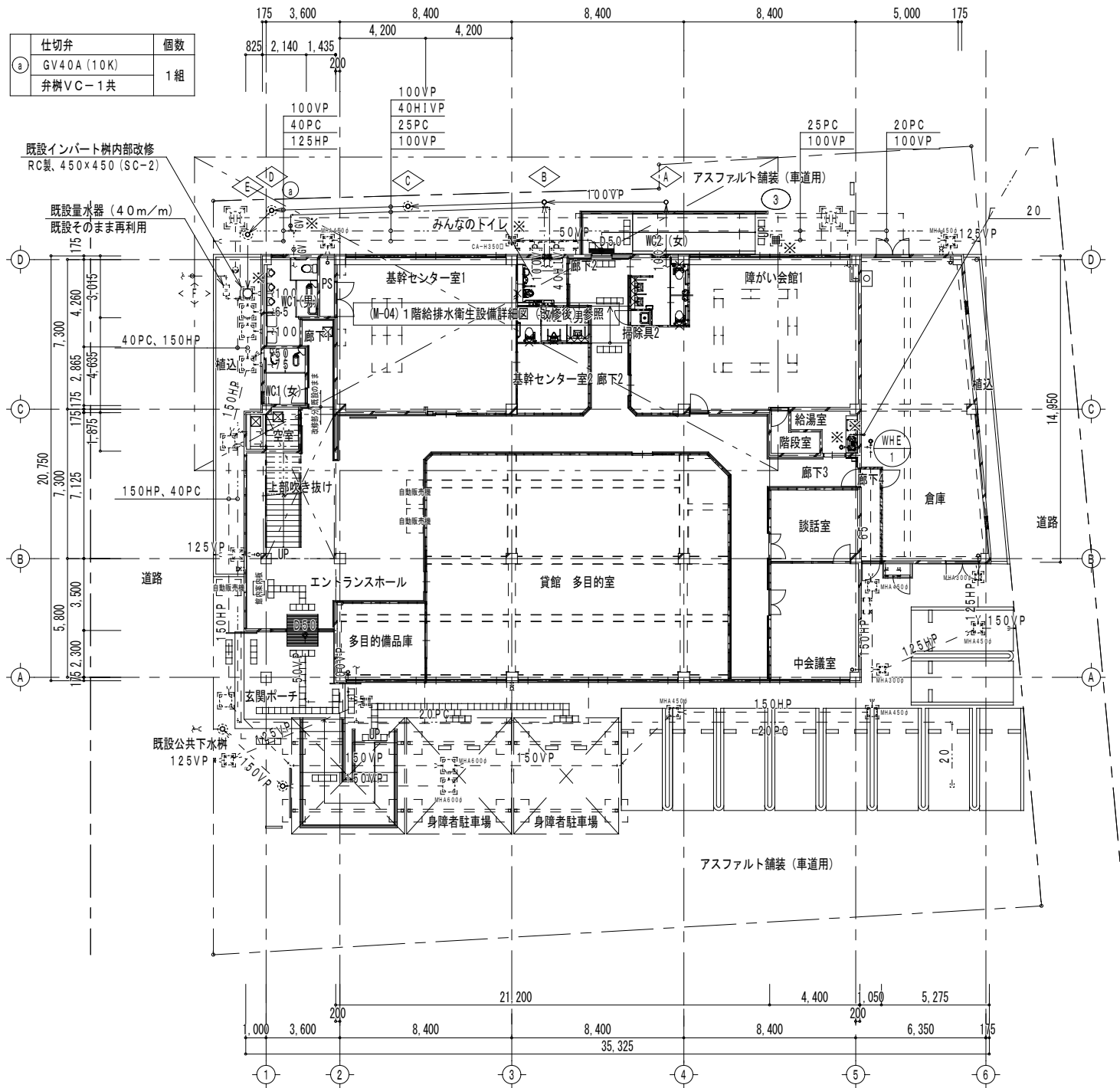
- ◎特記
- ・既設アスファルト舗装解体は建築工事とする。
 - ・図示 — — 部分は既設そのまま再利用とする。
 - ・図示 × 印は既設撤去処分を示す。
 - ・既設配管撤去後のコンクリートスラブ穴埋め補修は本工事とする。
 - ・身障者WCの既設器具撤去後は給排水配管フック止めとする。



(a)	仕切弁	個数
	GV40A (10K)	1組
	弁樹VC-1共	

北側入口	数
排水目皿 D50	1

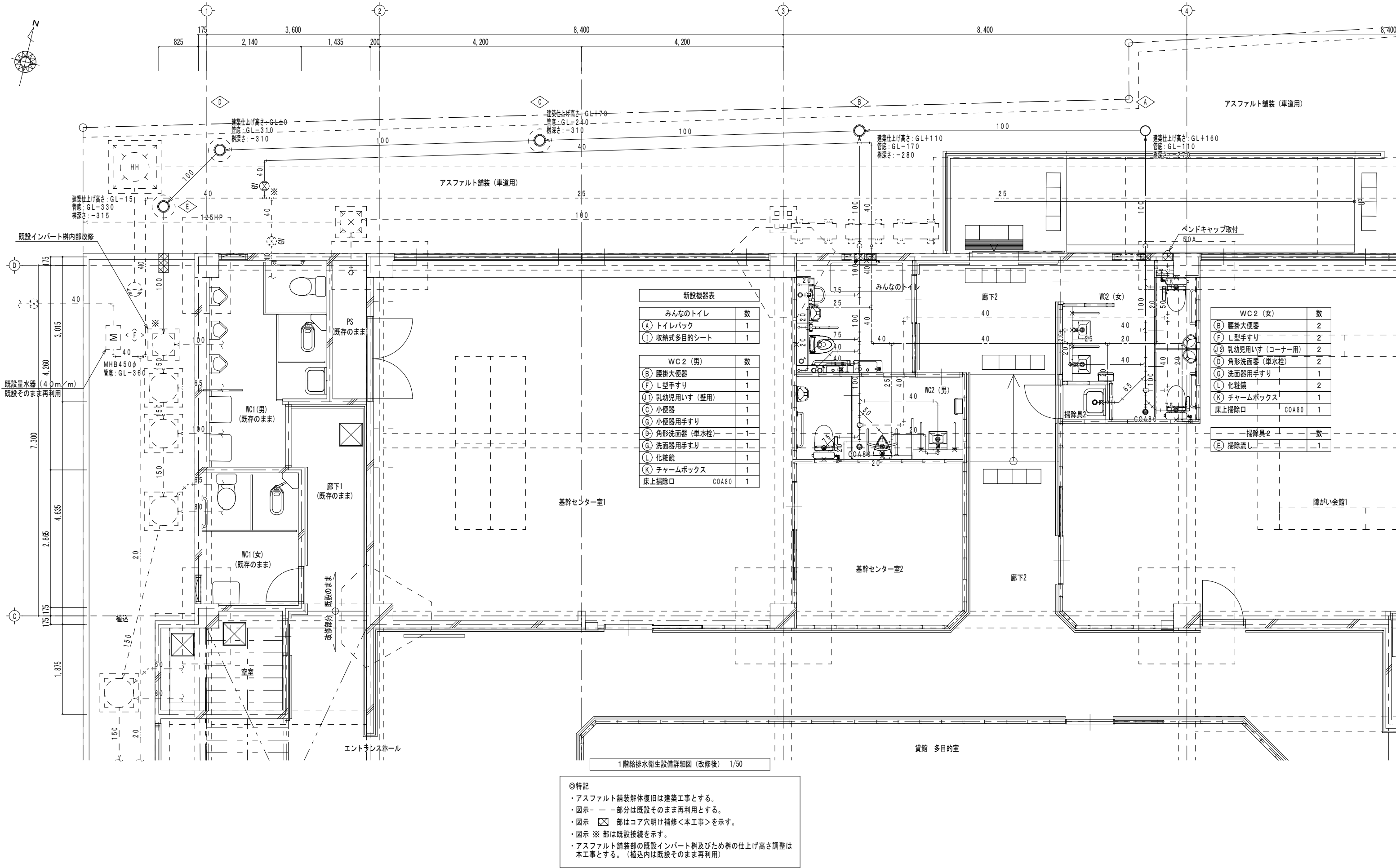
新設機器表	
湯沸室	数
ミニキッチン＜建築工事＞ 混合水栓、排水金具はミニキッチン付属品 ※給排水、給湯配管接続は本工事とする。 止水栓は本工事とする。	1



屋外、1階給排水衛生設備図（改修後） 1/200

- ◎特記
- ・アスファルト舗装復旧は建築工事とする。
 - ・図示 — 一部分は既設そのまま再利用とする。
 - ・図示  部はハツリ補修<本工事>を示す。
 - ・図示 ※ 部は既設接続を示す。
 - ・アスファルト舗装部の既設インパット樹及びびた樹の仕上げ高さ調整は本工事とする。(植込内は既設そのまま再利用)

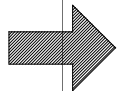
	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち管工事	図面名称	屋外、1階給排水衛生設備図（改修前・後）	縮尺	1／200
		(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		図面番号	M-03



◎特記
・アスファルト舗装解体復旧は建築工事とする。
・図示 — — 部分は既設そのまま再利用とする。
・図示 ☒ 部はコア穴明け補修<本工事>を示す。
・図示 ※ 部は既設接続を示す。
・アスファルト舗装部の既設インパット樹及びびため樹の仕上げ高さ調整は本工事とする。(植込内は既設そのまま再利用)

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち管工事	図面名称	1階給排水衛生設備詳細図（改修後）	縮尺	1／50
		(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		図面番号	M-04

空 気 調 和 設 備 機 器 表		(改修前)				
記 号	機器名称	仕 様	電源 (参考)	台 数	設置場所	備 考
	パッケージ形 空気調和機 ＜平成21年度工事＞	同時ツイン、冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 25. 0 kW、暖房能力 (定格) : 38. 0 kW 冷媒ガス: R 4 1 0 A 屋内機 (2台) : 天井カセット形＜CK-4＞、4方向化粧パネル フィルター、リモコンスイッチ 冷媒配管 (主: φ 12. 7 0 × φ 25. 4 0、分岐: φ 9. 5 2 × φ 15. 8 8) ドレン配管工事、基礎共 (APA2U28054S 東芝キャリア機)	三相200V 60Hz 冷房時: 7. 75kW 暖房時: 7. 21kW 暖房低温時: 12. 40kW	2	1階生涯学習人権課他＜2＞	屋外機: 撤去処分 屋内機: 撤去処分 冷媒ガス回収破壊処理 配管: 撤去処分 配線: 撤去処分
	パッケージ形 空気調和機 ＜平成21年度工事＞	シングル、冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 14. 0 kW、暖房能力 (定格) : 16. 0 kW 冷媒ガス: R 4 1 0 A 屋内機: 床置 (露出) 立形 (直吹) ＜FRV (J) ＞ フィルター、リモコンスイッチ 冷媒配管 (φ 9. 5 2 × φ 15. 8 8) ドレン配管工事、基礎共 (APAF16025S-1 東芝キャリア機)	三相200V 60Hz 冷房時: 4. 67kW 暖房時: 4. 60kW 暖房低温時: 6. 49kW	2	1階教育総務課＜2＞	屋外機: 撤去処分 屋内機: 撤去処分 冷媒ガス回収破壊処理 配管: 撤去処分 配線: 撤去処分
	パッケージ形 空気調和機 ＜平成21年度工事＞	シングル、冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 10. 0 kW、暖房能力 (定格) : 11. 2 kW 冷媒ガス: R 4 1 0 A 屋内機: 天井吊 (露出) 形＜CR＞ フィルター、リモコンスイッチ 冷媒配管 (φ 9. 5 2 × φ 15. 8 8) ドレン配管工事、基礎共 (APAC11245S 東芝キャリア機)	三相200V 60Hz 冷房時: 2. 63kW 暖房時: 2. 58kW 暖房低温時: 4. 70kW	1	2階会議室＜1＞	屋外機: 既設そのまま再利用 屋内機: 既設そのまま再利用 配管: 既設そのまま再利用 配線: 既設そのまま再利用
	パッケージ形 空気調和機 ＜平成21年度工事＞	シングル、冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 5. 0 kW、暖房能力 (定格) : 5. 6 kW 冷媒ガス: R 4 1 0 A 屋内機: 壁掛 (露出) 形＜WR＞ フィルター、リモコンスイッチ 冷媒配管 (φ 6. 3 5 × φ 12. 7 0) ドレン配管工事、基礎共 (APAK5635SX 東芝キャリア機)	三相200V 60Hz 冷房時: 1. 63kW 暖房時: 1. 59kW 暖房低温時: 2. 50kW	1	1階会議室＜1＞	屋外機: 撤去処分 屋内機: 撤去処分 冷媒ガス回収破壊処理 配管: 撤去処分 配線: 撤去処分
	ルームエアコン ＜平成21年度工事＞	冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 5. 0 kW、暖房能力 (定格) : 6. 0 kW 冷媒ガス: R 4 1 0 A 屋内機: 壁掛 (露出) 形＜WR＞ フィルター、リモコンスイッチ 冷媒配管 (φ 6. 3 5 × φ 9. 5 2) ドレン配管工事、基礎共 (RAS-502PD 東芝キャリア機)	単相200V 60Hz 冷房時: 1. 890kW 暖房時: 1. 615kW 暖房低温時: 2. 100kW	1	1階教育総務課施設担当資料室＜1＞	屋外機: 既設そのまま再利用 屋内機: 取外し 配管: 既設そのまま再利用 配線: 既設そのまま再利用
	ルームエアコン ＜平成21年度工事＞	冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 2. 5 kW、暖房能力 (定格) : 2. 5 kW 冷媒ガス: R 4 1 0 A 屋内機: 壁掛 (露出) 形＜WR＞ フィルター、リモコンスイッチ 冷媒配管 (φ 6. 3 5 × φ 9. 5 2) ドレン配管工事、基礎共 (RAS-251PD 東芝キャリア機)	単相100V 60Hz 冷房時: 0. 505kW 暖房時: 0. 445kW 暖房低温時: 0. 940kW	1	1階ALT室兼学校教育課準備室＜1＞	屋外機: 既設そのまま再利用 屋内機: 取外し 配管: 既設そのまま再利用 配線: 既設そのまま再利用
	ルームエアコン ＜平成21年度工事＞	冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 2. 2 kW、暖房能力 (定格) : 2. 2 kW 冷媒ガス: R 4 1 0 A 屋内機: 壁掛 (露出) 形＜WR＞ フィルター、リモコンスイッチ 冷媒配管 (φ 6. 3 5 × φ 9. 5 2) ドレン配管工事、基礎共 (RAS-221PD 東芝キャリア機)	単相100V 60Hz 冷房時: 0. 440kW 暖房時: 0. 395kW 暖房低温時: 0. 920kW	2	2階監査委員事務室＜1＞ 2階監査委員室＜1＞	屋外機: 既設そのまま再利用 屋内機: 既設そのまま再利用 配管: 既設そのまま再利用 配線: 既設そのまま再利用
	パッケージ形 空気調和機 ＜平成25年度工事＞	シングル、冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 5. 0 kW、暖房能力 (定格) : 5. 6 kW 冷媒ガス: R 4 1 0 A 屋内機: 天井カセット形＜CK-4＞、4方向化粧パネル フィルター、リモコンスイッチ 冷媒配管 (φ 6. 3 5 × φ 12. 7 0) ドレン配管工事、基礎共 (SZZC56CAT ダイキン工業機)	三相200V 60Hz 冷房時: 1. 26kW 暖房時: 1. 21kW 暖房低温時: 2. 49kW	1	1階教育長室＜1＞	屋外機: 撤去処分 屋内機: 撤去処分 冷媒ガス回収破壊処理 配管: 撤去処分 配線: 撤去処分
	ルームエアコン (2014年製)	冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 2. 8 kW、暖房能力 (定格) : 3. 6 kW 冷媒ガス: R 4 1 0 A 屋内機: 壁掛 (露出) 形＜WR＞ フィルター、リモコンスイッチ 冷媒配管 (φ 6. 3 5 × φ 9. 5 2) ドレン配管工事、基礎共 (RAS-2813D 東芝キャリア機)	単相100V 60Hz 冷房時: 0. 760kW 暖房時: 0. 900kW 暖房低温時: 1. 085kW	1	1階相談室＜1＞	屋外機: 撤去処分 屋内機: 撤去処分 ※家電リサイクル法による処分 配管: 撤去処分 配線: 撤去処分

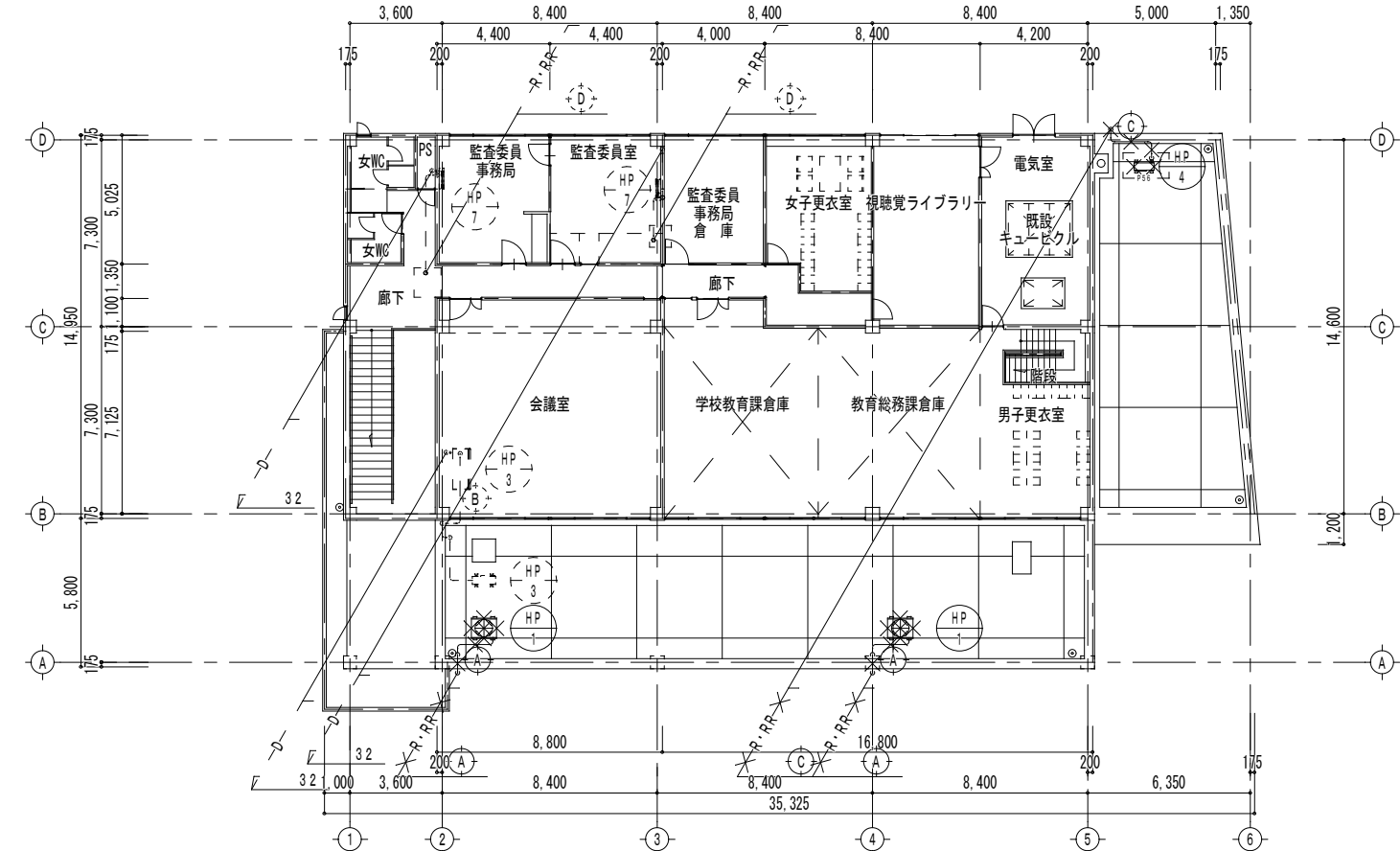


空 気 調 和 設 備 機 器 表		(改修後)				
記 号	機器名称	仕 様	電源 (参考)	台 数	設置場所	備 考
	パッケージ形 空気調和機 ＜平成21年度工事＞	シングル、冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 10. 0 kW、暖房能力 (定格) : 11. 2 kW 冷媒ガス: R 4 1 0 A 屋内機: 天井吊 (露出) 形＜CR＞ フィルター、リモコンスイッチ 冷媒配管 (φ 9. 5 2 × φ 15. 8 8) ドレン配管工事、基礎共 (APAC11245S 東芝キャリア機)	三相200V 60Hz 冷房時: 2. 63kW 暖房時: 2. 58kW 暖房低温時: 4. 70kW	1	2階会議室＜1＞	屋外機: 既設そのまま再利用 屋内機: 既設そのまま再利用 配管: 既設そのまま再利用 配線: 既設そのまま再利用
	ルームエアコン ＜平成21年度工事＞	冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 5. 0 kW、暖房能力 (定格) : 6. 0 kW 冷媒ガス: R 4 1 0 A 屋内機: 壁掛 (露出) 形＜WR＞ フィルター、リモコンスイッチ 冷媒配管 (φ 6. 3 5 × φ 9. 5 2) ドレン配管工事、基礎共 (RAS-502PD 東芝キャリア機)	単相200V 60Hz 冷房時: 1. 890kW 暖房時: 1. 615kW 暖房低温時: 2. 100kW	1	1階中会議室＜1＞	屋外機: 既設そのまま再利用 屋内機: 再取付 配管: 既設そのまま再利用 配線: 既設そのまま再利用
	ルームエアコン ＜平成21年度工事＞	冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 2. 5 kW、暖房能力 (定格) : 2. 5 kW 冷媒ガス: R 4 1 0 A 屋内機: 壁掛 (露出) 形＜WR＞ フィルター、リモコンスイッチ 冷媒配管 (φ 6. 3 5 × φ 9. 5 2) ドレン配管工事、基礎共 (RAS-251PD 東芝キャリア機)	単相100V 60Hz 冷房時: 0. 505kW 暖房時: 0. 445kW 暖房低温時: 0. 940kW	1	1階談話室＜1＞	屋外機: 既設そのまま再利用 屋内機: 再取付 配管: 既設そのまま再利用 配線: 既設そのまま再利用
	ルームエアコン ＜平成21年度工事＞	冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 2. 2 kW、暖房能力 (定格) : 2. 2 kW 冷媒ガス: R 4 1 0 A 屋内機: 壁掛 (露出) 形＜WR＞ フィルター、リモコンスイッチ 冷媒配管 (φ 6. 3 5 × φ 9. 5 2) ドレン配管工事、基礎共 (RAS-221PD 東芝キャリア機)	単相100V 60Hz 冷房時: 0. 440kW 暖房時: 0. 395kW 暖房低温時: 0. 920kW	2	2階監査委員事務室＜1＞ 2階監査委員室＜1＞	屋外機: 既設そのまま再利用 屋内機: 既設そのまま再利用 配管: 既設そのまま再利用 配線: 既設そのまま再利用
	パッケージ形 空気調和機	同時ツイン、冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 20. 0 kW、暖房能力 (定格) : 22. 4 kW 冷媒ガス: R 3 2 屋内機 (2台) : 天井露出形4方向 ロングライフフィルター ドレンアップメカ、リモコンスイッチ (配管配線共) 冷媒配管 (主: φ 9. 5 2 × φ 25. 4 0、分岐: φ 9. 5 2 × φ 15. 8 8) ドレン配管工事、転倒防止金具 基礎工事 (室外機用基礎ブロック程度+防振ゴム (t = 15mm以上)) 共	三相200V 60Hz 冷房時: 6. 92kW 暖房時: 6. 15kW 暖房低温時: 7. 12kW	2	1階貸館 多目的室＜2＞	屋外機: 新設 屋内機: 新設 配管: 新設 配線: 新設
	パッケージ形 空気調和機	同時ツイン、冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 14. 0 kW、暖房能力 (定格) : 16. 0 kW 冷媒ガス: R 3 2 屋内機 (2台) : 天井カセット形＜CK-4＞ ロングライフフィルター ドレンアップメカ、リモコンスイッチ (配管配線共) 冷媒配管 (主: φ 9. 5 2 × φ 15. 8 8、分岐: φ 9. 5 2 × φ 15. 8 8) ドレン配管工事、転倒防止金具 基礎工事 (室外機用基礎ブロック程度+防振ゴム (t = 15mm以上)) 共	三相200V 60Hz 冷房時: 4. 25kW 暖房時: 4. 21kW 暖房低温時: 5. 80kW	1	1階障がい会館＜1＞	屋外機: 新設 屋内機: 新設 配管: 新設 配線: 新設
	パッケージ形 空気調和機	同時ツイン、冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 12. 5 kW、暖房能力 (定格) : 14. 0 kW 冷媒ガス: R 3 2 屋内機 (2台) : 天井カセット形＜CK-4＞ 4方向化粧パネル、ロングライフフィルター ドレンアップメカ、リモコンスイッチ (配管配線共) 冷媒配管 (主: φ 9. 5 2 × φ 15. 8 8、分岐: φ 9. 5 2 × φ 15. 8 8) ドレン配管工事、転倒防止金具 基礎工事 (室外機用基礎ブロック程度+防振ゴム (t = 15mm以上)) 共	三相200V 60Hz 冷房時: 3. 38kW 暖房時: 3. 28kW 暖房低温時: 6. 20kW	1	1階基幹センター室＜1＞	屋外機: 新設 屋内機: 新設 配管: 新設 配線: 新設
	ルームエアコン	冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形 冷房能力 (定格) : 2. 5 kW、暖房能力 (定格) : 2. 8 kW 冷媒ガス: R 3 2 屋内機: 壁掛 (露出) 形＜WR＞ フィルター、リモコンスイッチ 冷媒配管 (φ 6. 3 5 × φ 9. 5 2) 、ドレン配管工事、転倒防止金具 基礎工事 (室外機用基礎ブロック程度+防振ゴム (t = 15mm以上)) 共	単相100V 60Hz 冷房時: 0. 500kW 暖房時: 0. 550kW 暖房低温時: 1. 100kW	1	1階基幹センター室2＜1＞	屋外機: 新設 屋内機: 新設 配管: 新設 配線: 新設
※特記事項 1. パッケージ形空気調和機の屋外機への電源送りは別途電気工事とし、屋外機・屋内機間の渡り配線工事＜電源線・操作線＞は本工事 (渡り配線は冷媒管に共巻き) 2. ルームエアコンの屋内機への電源は別途電気工事とし、屋外機・屋内機間の渡り配線工事＜電源線・操作線＞は本工事 (渡り配線は冷媒管に共巻き) 3. パッケージ形空気調和機の定格冷暖房能力、定格冷暖房消費電力は、J I S B 8 6 1 6条件に基づく能力とする。 4. 高調波対策が必要な運転電流が定格2 0 Aを超える機器はアクティブフィルターを空調工事にて取付けること。 5. ルームエアコンの定格冷暖房能力、定格冷暖房消費電力は、J I S C 9 6 1 2条件に基づく能力とする。 6. パッケージ形空気調和機及びルームエアコンはグリーン購入法調達基準適合品とする。 7. リモコンスイッチ取付位置は打合せの上決定とする。 8. 防露保温仕様は屋外露出部はステンレス製ラッキングとする。 9. 露出する支持金物は全てステンレス製とする。 10. 機器取付用のアンカーボルト・ナット及び転倒防止金物はSUS製を使用すること。(ダブルナット止めとする。) 11. 天吊式室内機は防振式振れ止め (×鋼材四面固定) を施すこと。(1 0 0 k g未満、且つ吊り長さが1. 0 m以上、1. 5 m以内の場合)						

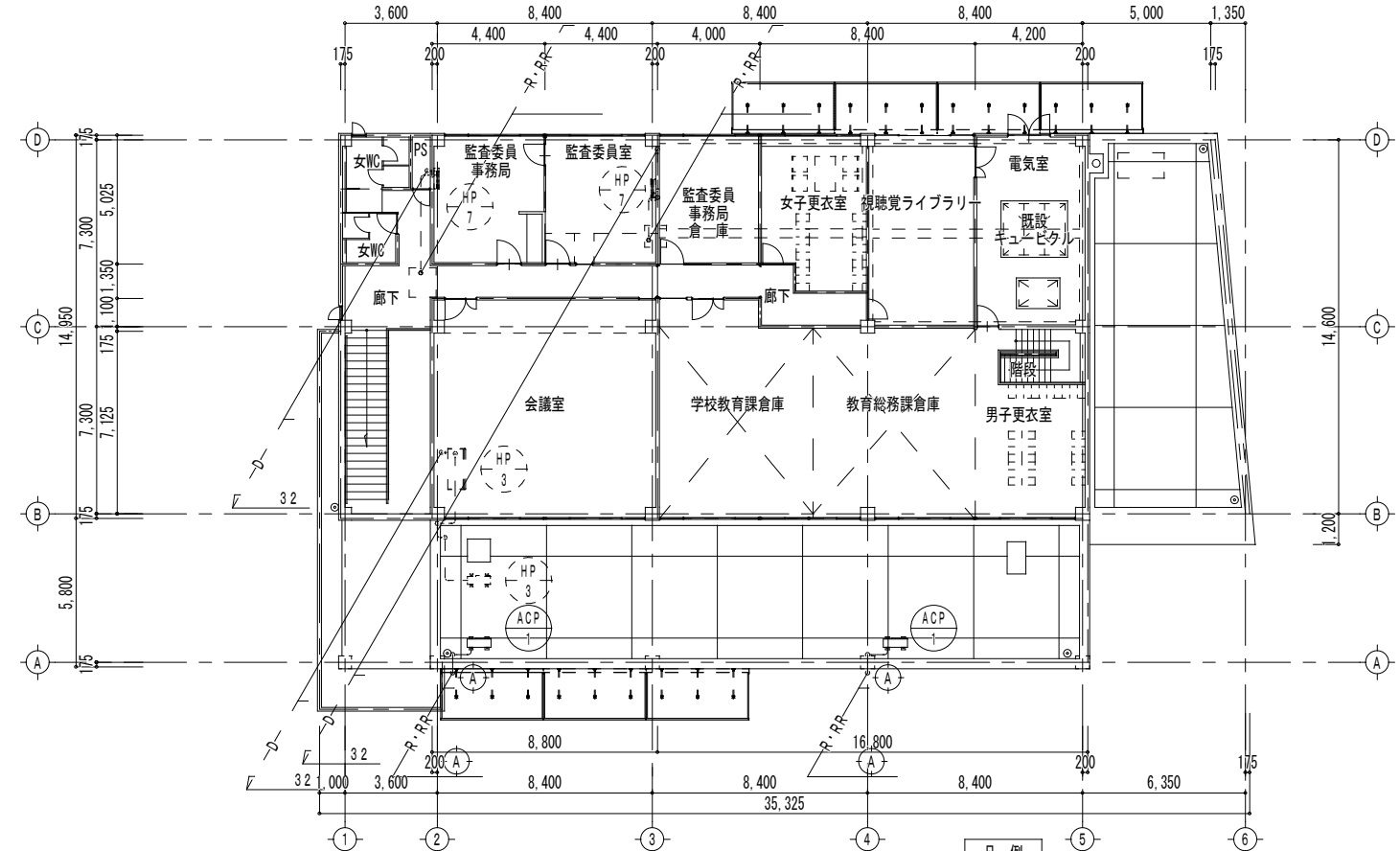
	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち管工事	図面名称	空調設備機器表 (改修前・後)	縮尺	—
		(株) 泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治			
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		図面番号	M-05

換 気 設 備 機 器 表					
記 号	機器名称	仕 様	電 源（参考）	台 数	設置場所
	レンジフード ＜建築工事＞	レンジフード本体は建築工事とする。 但し、ダクト工事及び既設ダクトに接続は本工事とする。 参考風量：4 5 0 m ³ ／h × 1 0 0 P a	単相100V 60Hz	1	1階給湯室＜1＞
	ダクト用換気扇	低騒音タイプ 風 量：5 0 0 m ³ ／h × 1 0 0 P a（強） 2 5 0 m ³ ／h × 4 0 P a（弱） 消費電力：9 0 W （VD-2 3 Z L X P ₁₃ -CS 三菱電機㈱ 同等品） 専用コントロールスイッチ（強・弱） ステンレス製深形ベンドキャップ（ガラリ・防虫網付）1 5 0 φ 共	単相100V 60Hz	4	1階障がい会館1＜1＞ 1階貸館 多目的室＜3＞
	ダクト用換気扇	低騒音タイプ 風 量：3 0 0 m ³ ／h × 7 5 P a（強） 1 5 0 m ³ ／h × 2 0 P a（弱） 消費電力：4 8 W （VD-2 0 Z L X ₁₄ -CS 三菱電機㈱ 同等品） 専用コントロールスイッチ（強・弱） ステンレス製深形ベンドキャップ（ガラリ・防虫網付）1 5 0 φ 共	単相100V 60Hz	1	1階基幹センター室1＜1＞
	ダクト用換気扇	低騒音タイプ 風 量：2 0 0 m ³ ／h × 5 5 P a 消費電力：2 9. 5 W （VD-1 8 Z B ₁₄ 三菱電機㈱ 同等品） ステンレス製深形ベンドキャップ（ガラリ・防虫網付）1 5 0 φ 共	単相100V 60Hz	1	1階WC2（女）＜1＞
	ダクト用換気扇	低騒音タイプ 風 量：1 5 0 m ³ ／h × 7 0 P a 消費電力：2 3 W （VD-1 5 Z P ₁₄ 三菱電機㈱ 同等品） ステンレス製深形ベンドキャップ（ガラリ・防虫網付）1 0 0 φ 共	単相100V 60Hz	2	1階みんなのトイレ＜1＞ 1階WC2（男）＜1＞
	ダクト用換気扇	低騒音タイプ 風 量：1 0 0 m ³ ／h × 4 0 P a 消費電力：1 5. 5 W （VD-1 3 Z ₁₄ 三菱電機㈱ 同等品） ステンレス製深形ベンドキャップ（ガラリ・防虫網付）1 0 0 φ 共	単相100V 60Hz	1	1階基幹センター室2＜1＞
	給気グリル	角形、天井取付、消音形 フィルター内蔵型 （P-2 3 G S F ₃ 三菱電機㈱ 同等品） ステンレス製深形ベンドキャップ（ガラリ・防虫網付）2 0 0 φ 共 ※風量調節機構（ダクト用シャッター程度）取付のこと。		1	1階廊下2＜1＞
	給気グリル	角形、壁取付、差圧式給気ユニット フィルター内蔵型 （P-1 8 Q S U 三菱電機㈱ 同等品） ステンレス製深形ベンドキャップ（ガラリ・防虫網付）1 5 0 φ 共		8	1階基幹センター室1＜1＞ 1階障がい会館1＜2＞ 1階貸館 多目的室＜5＞
※特記事項 1. フードは全て指定色焼付塗装仕上げとする。 2. 2 4 時間換気用のスイッチには、2 4 時間換気の旨表示のこと。（シール等） 3. 専用コントロールスイッチは電気工事に支給とし、配管配線共電気工事とする。 4. 図示部はF D付とする。温度ヒューズの作動温度は、調理室等で排気温度が7 2℃を超える場合には1 2 0℃とする。（誤作動しない範囲で可能な限り低い値とする。）					

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち管工事	図面名称	換気設備機器表	縮尺	—
		(株)泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治		図面番号	M-06
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地		TEL・FAX 088-685-9345			
				事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			

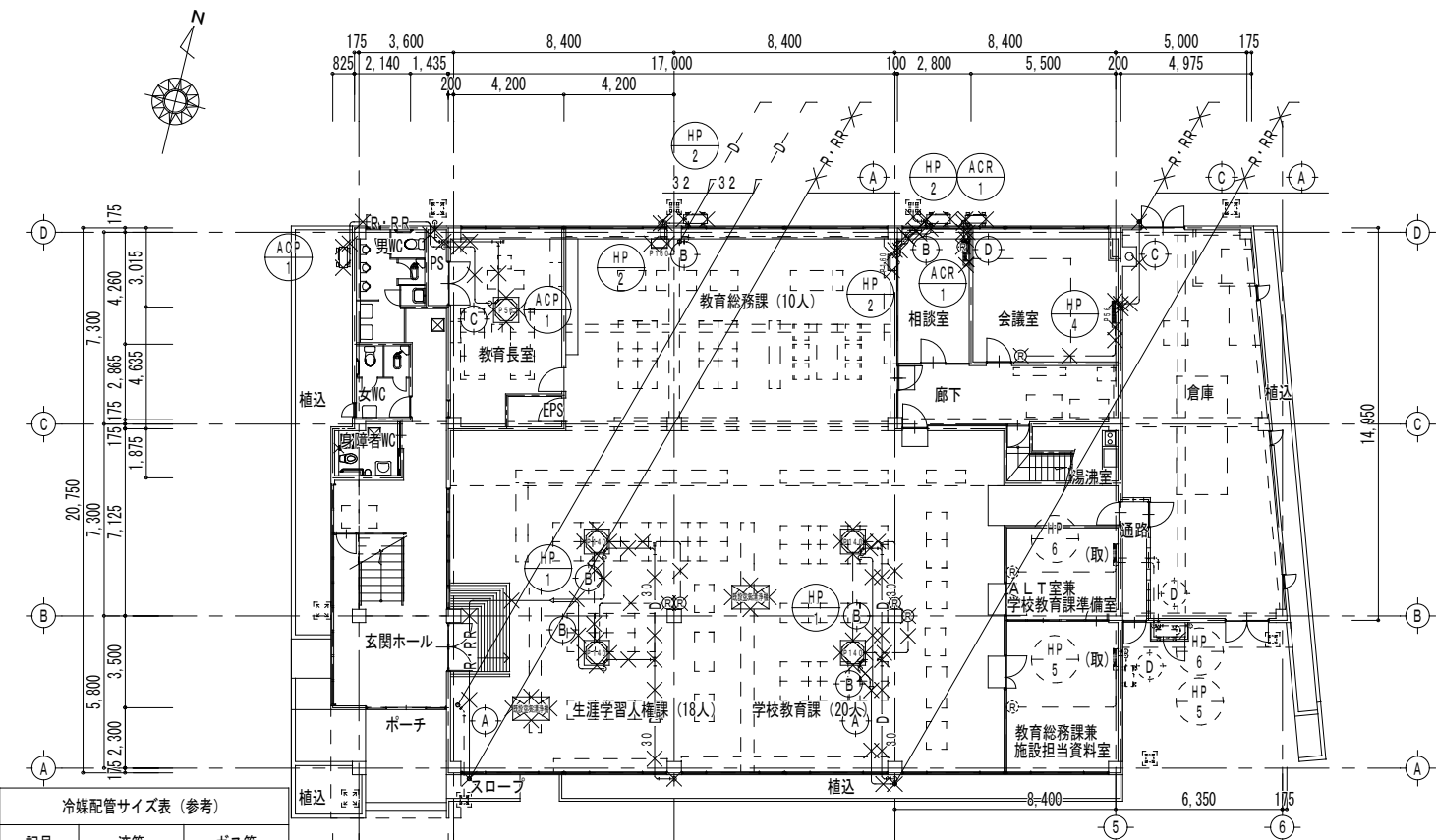


2階空調配管設備図 (改修前) 1/200



2階空調配管設備図 (改修後) 1/200

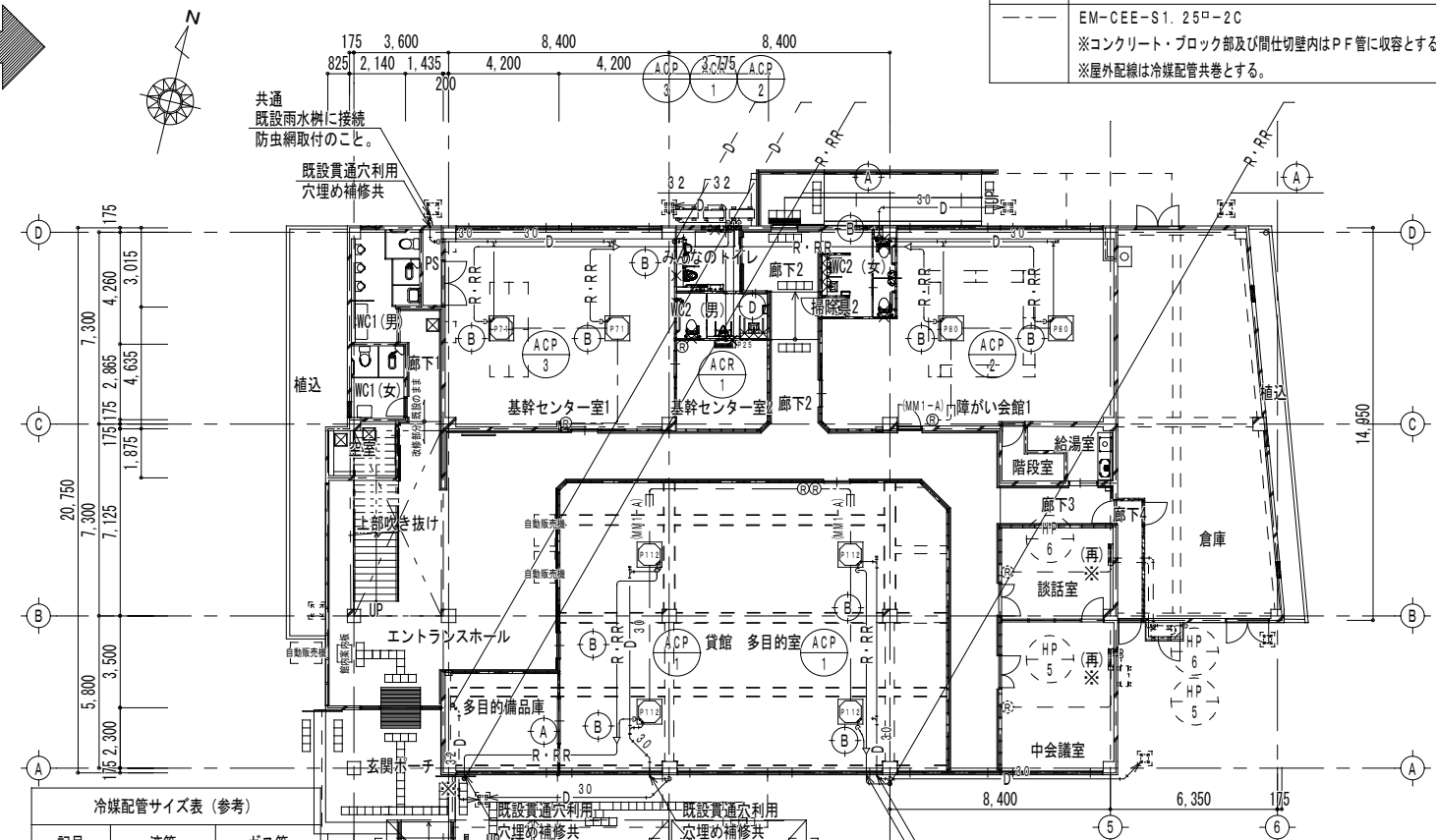
凡 例	
記 号	仕 様
Ⓡ	空調リモコン
---	EM-C EE-S1. 25 [□] -2C
	※コンクリート・ブロック部及び間仕切壁内はPF管に収容とする。
	※屋外配線は冷媒配管共巻とする。



冷媒配管サイズ表 (参考)		
記号	液管	ガス管
Ⓐ	12.70φ	25.40φ
Ⓑ	9.52φ	15.88φ
Ⓒ	6.35φ	12.70φ
Ⓓ	6.35φ	9.52φ

◎特記
・図示 --- 一部分は既設そのまま再利用とする。
・図示 × 印は既設撤去処分を示す。
・図示 (取) 印は既設器具取外しを示す。

1階空調配管設備図 (改修前) 1/200

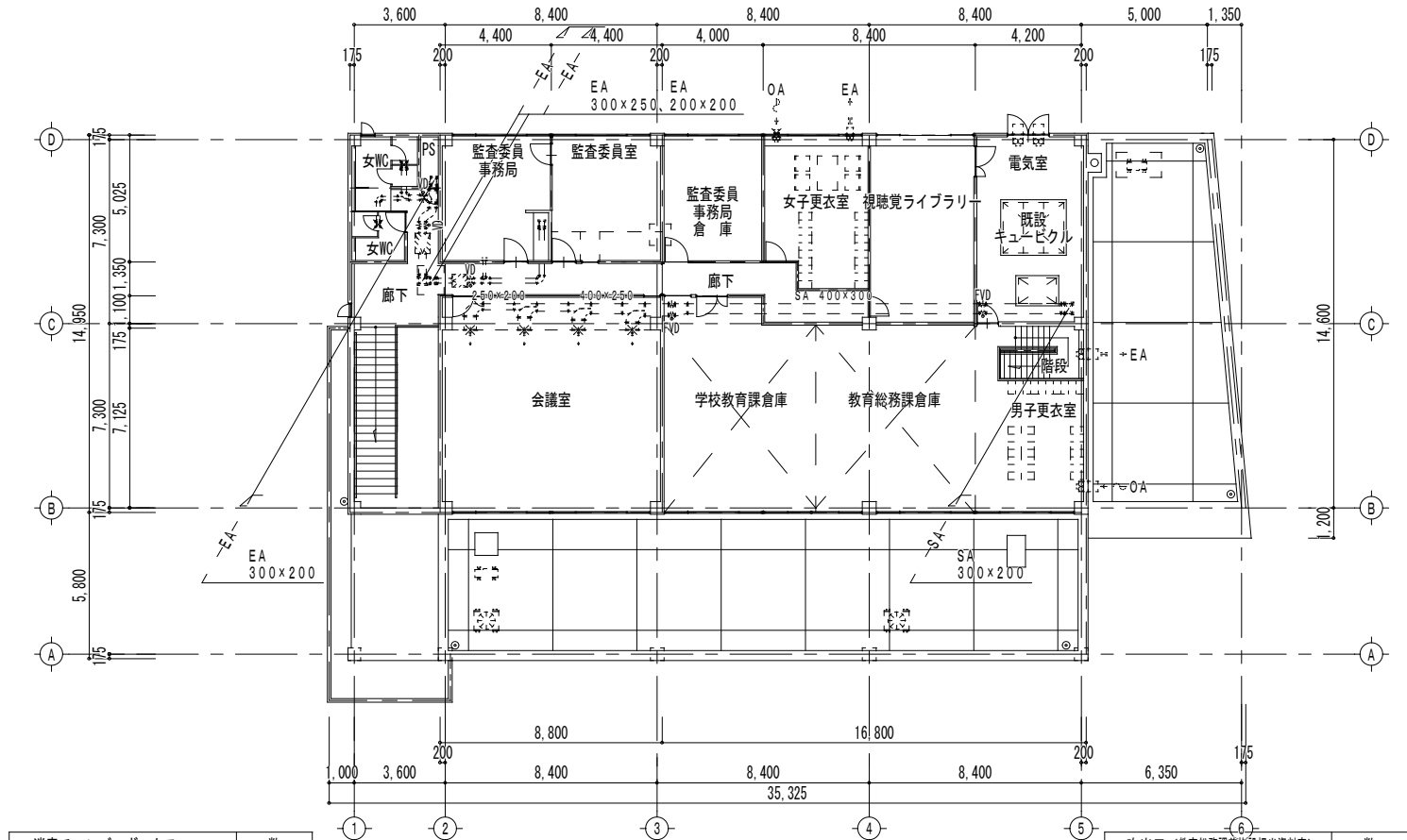


冷媒配管サイズ表 (参考)		
記号	液管	ガス管
Ⓐ	9.52φ	25.40φ
Ⓑ	9.52φ	15.88φ
Ⓒ	6.35φ	12.70φ
Ⓓ	6.35φ	9.52φ

◎特記
・アスファルト舗装復旧は建築工事とする。
・図示 --- 一部分は既設そのまま再利用とする。
・図示 ■ 部はコア穴明け補修<本工事>を示す。
・図示 ※ 部は既設接続を示す。
・図示 (再) 印は既設器具再取付を示す。

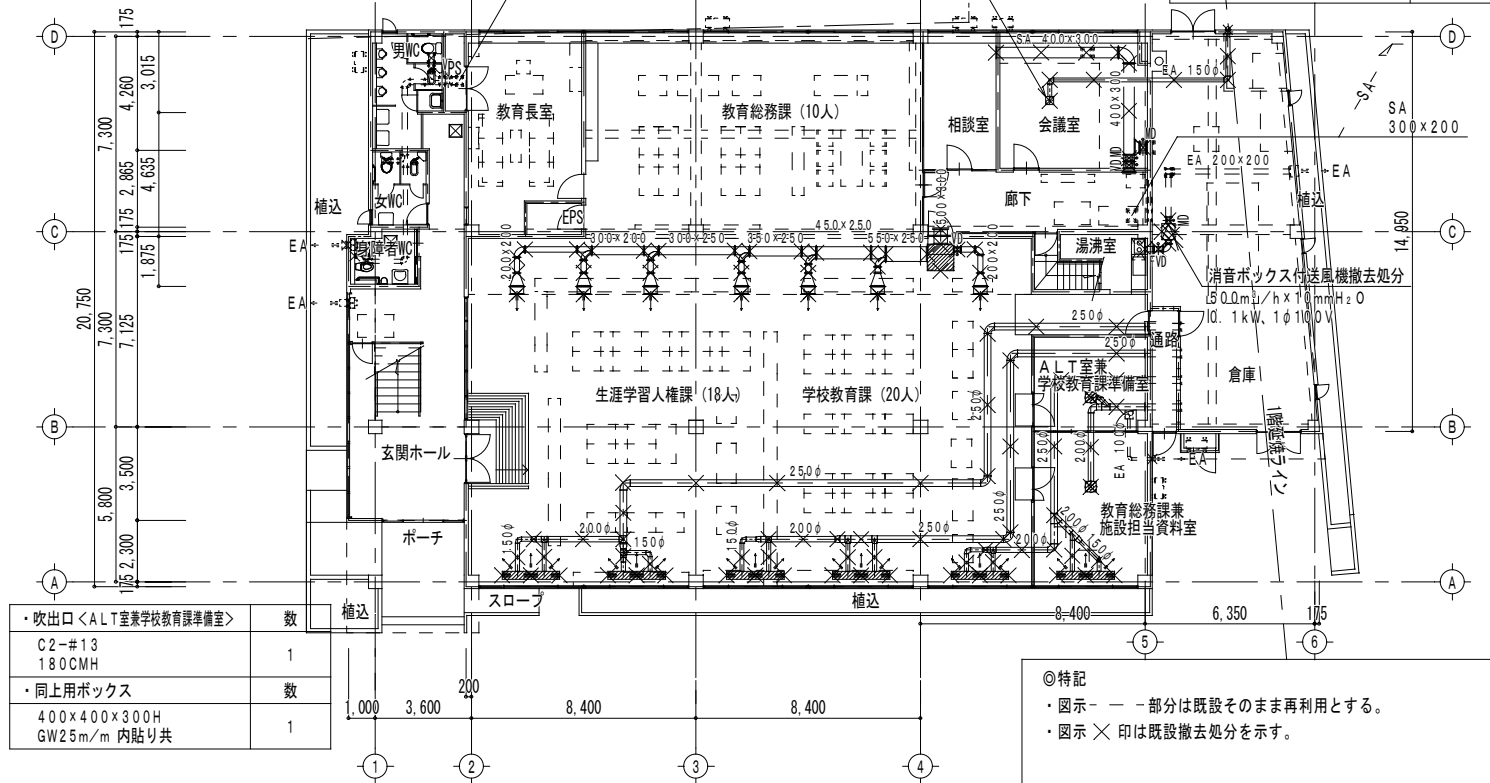
1階空調配管設備図 (改修後) 1/200

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち管工事	図面名称	1・2階空調配管設備図（改修前・後）	縮尺	1／200
		(株) 泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治		図面番号	M-07
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345		事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			



・消音チャンパーボックス	数
1,000×1,000×600H GW50m/m 内貼り共	1

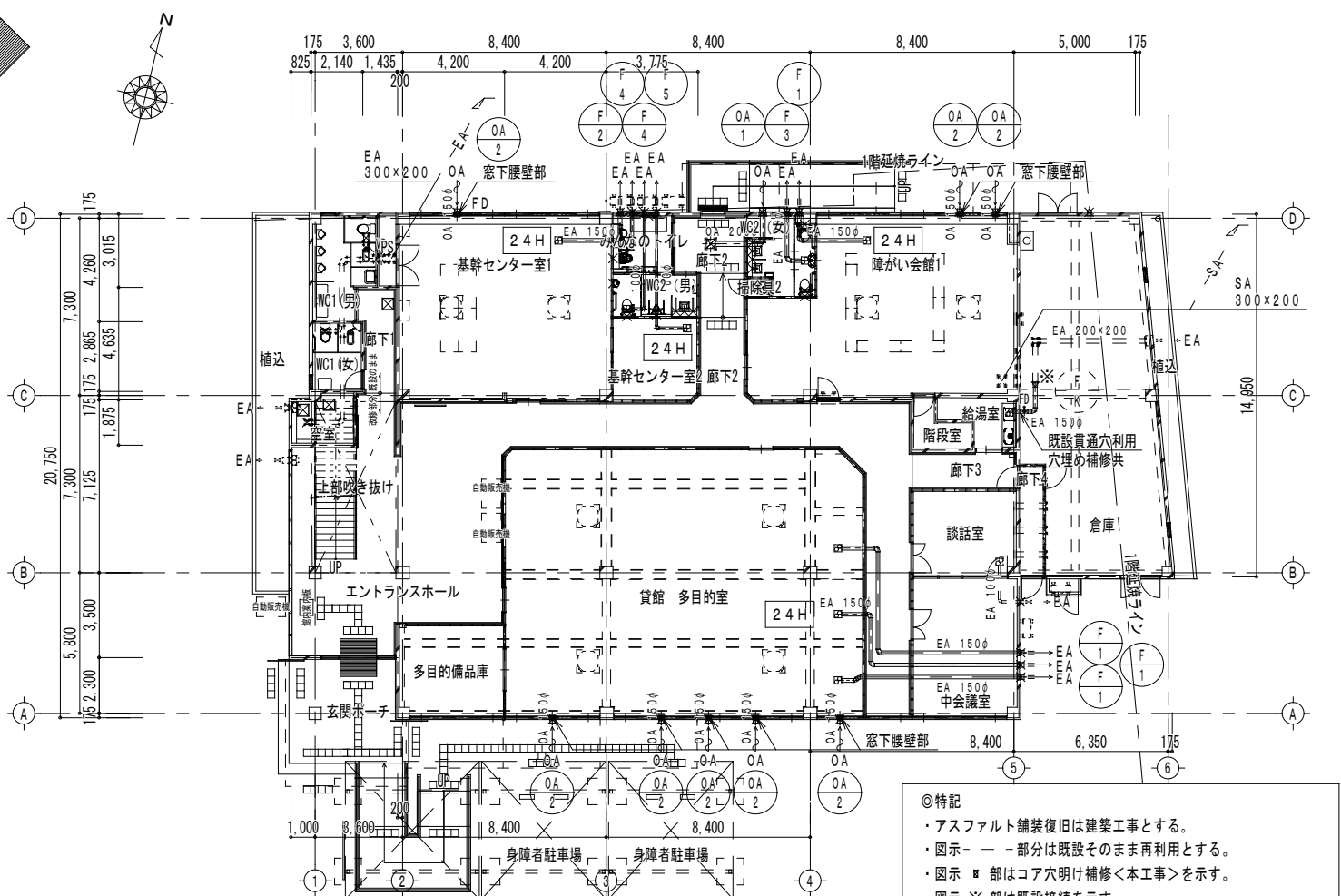
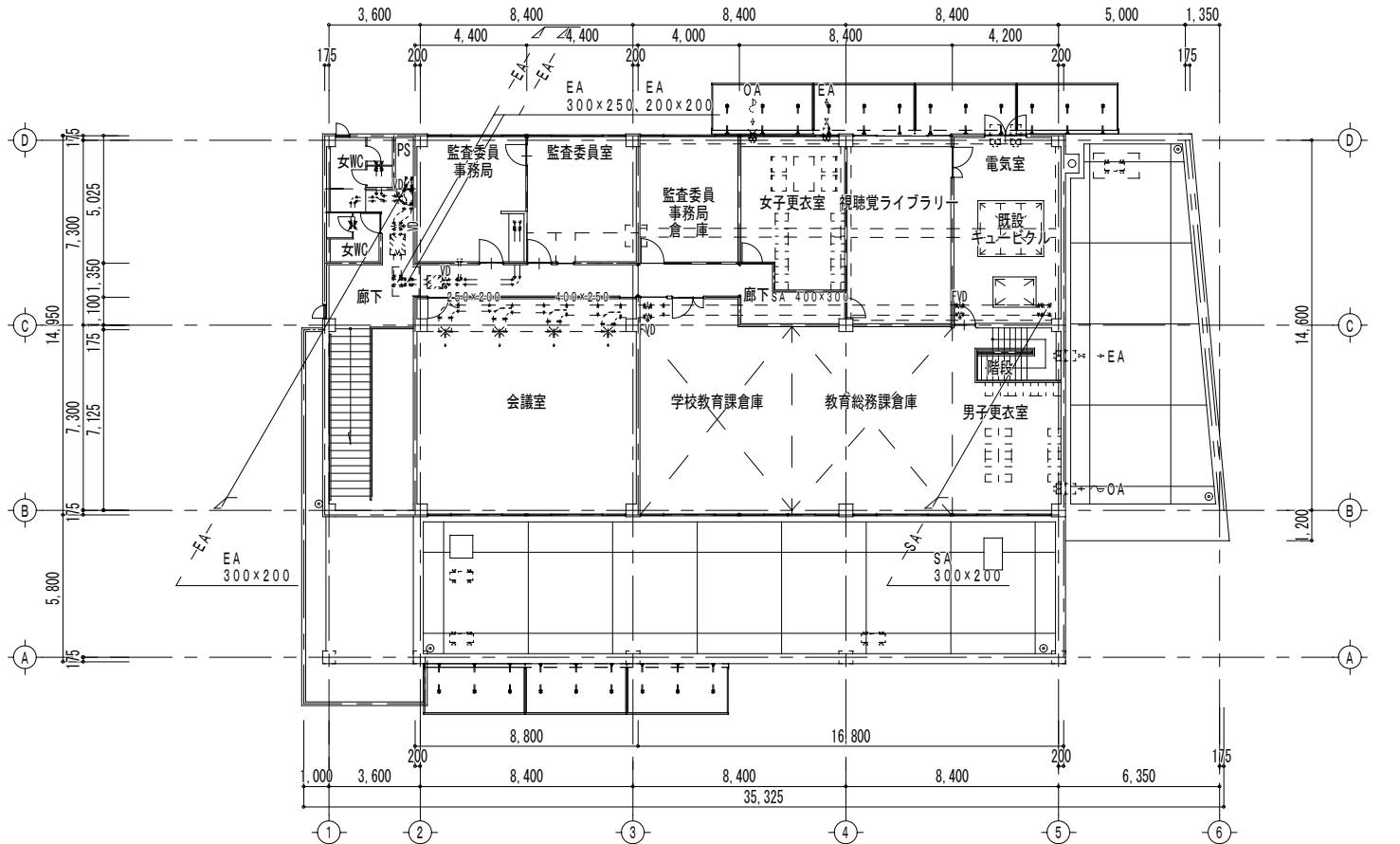
・吹出口<生涯学習人権課他>	数
VHS 500×150 400CMH	7
BL-S 2,000 380CMH	5
・同上用ボックス	数
2,200×300×300H GW25m/m 内貼り共	5



・吹出口<ALT室兼学校教育課準備室>	数
C2-#13 180CMH	1
・同上用ボックス	数
400×400×300H GW25m/m 内貼り共	1

・吹出口<教育総務課兼施設担当資料室>	数
C2-#20 400CMH	1
・同上用ボックス	数
400×400×300H GW25m/m 内貼り共	1
・吹出口	数
BL-S 2,000 380CMH	1
・同上用ボックス	数
2,200×300×300H GW25m/m 内貼り共	1

- ◎特記
- ・図示 — 一部分は既設そのまま再利用とする。
 - ・図示 × 印は既設撤去処分を示す。



- ◎特記
- ・アスファルト舗装復旧は建築工事とする。
 - ・図示 — 一部分は既設そのまま再利用とする。
 - ・図示 ■ 部はコア穴明け補修<本工事>を示す。
 - ・図示 ※ 部は既設接続を示す。
 - ・図示 24H は24時間換気用換気扇を示す。

IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち管工事		図面名称	1・2階空調・換気ダクト設備図(改修前・後)	縮尺	1/200
		(株)泉設計室			1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治			
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345		事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			
					図面番号	M-08		